

## 第1条 趣旨

この規程は、公益財団法人三浦新七博士記念会定款第4条第一号に規定する三浦記念賞の表彰について、必要な事項を定める。

## 第2条 対象者

三浦記念賞は、次の各号の一に該当するもので、産業経済の向上に著しい功績のあったものに対して表彰する。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に勤務する者
- (3) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び団体

## 第3条 受賞者数

三浦記念賞は、毎年3以内の個人又は団体に対して、予算の範囲内で表彰する。

## 第4条 表彰基準

三浦記念賞の表彰の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 発明、発見その他の開発研究により、本市産業経済の発展向上に顕著な功績を上げたものであること。
- (2) 商工業団体の育成強化に寄与し、又は商工業団体の活動を通して地域の振興に尽力し、その功績著明なものであること。
- (3) 商工業界の能率向上、合理化等に尽力し、著しく産業の発展に寄与したものであること。
- (4) 技術の向上、普及又は人材の育成に尽力し、商工業界の振興に貢献したものであること。
- (5) 異業種交流や新分野への進出を図り、新製品の開発、販路開拓に著しく功績のあるものであること。

## 第5条 表彰の決定

三浦記念賞の表彰については、三浦記念賞選考審査会（以下「審査会」という。）において、前条の規定による表彰該当者について選考審査し、理事会において決定する。

- 2 選考審査する際は、審査対象者が、第3条の規定以内の時は、別表1選考審査用シート1を用い、規定を超える場合は、別表1選考審査用シート1及び2を用いる。
- 3 審査対象者は、別表2に定める方法で推薦されたものとする。
- 4 審査会は、代表理事と代表理事が任命したもので構成する。
- 5 審査会の会議は、代表理事が招集する。

## 附 則

この規程は、平成8年9月24日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表 1

◆◆ 三浦記念賞 選考審査用シート 1 (表彰基準用) ◆◆					
I 候補者概要					
No.	推薦団体名	候補者 氏名 あるいは 団体名	生年月日 あるいは 設立年月日	現住所	職種 あるいは 役職
II 表彰基準					
表彰基準項目			※該当する項目には○		
(1)	発明、発見その他の開発研究による産業経済の発展向上への功績	<input type="checkbox"/>			
(2)	商工業団体の育成強化寄与及び商工業団体の活動による地域振興に関する功績	<input type="checkbox"/>			
(3)	商工業界の能率向上、合理化等による産業発展にかかる功績	<input type="checkbox"/>			
(4)	技術の向上、普及又は人材育成に尽力したことによる、商工業界の振興への貢献	<input type="checkbox"/>			
(5)	異業種交流や新分野への進出、新製品の開発、販路開拓による功績	<input type="checkbox"/>			

◆◆ 三浦記念賞 選考審査用シート 2 (評価採点用) ◆◆					
I 候補者概要					
No.	推薦団体名	候補者 氏名 あるいは 団体名	生年月日 あるいは 設立年月日	現住所	職種 あるいは 役職
II 評価					
評価項目			評価点数(3点満点)		
(1)	発明、発見その他の開発研究	<input type="checkbox"/>			
(2)	商工業団体の育成強化	<input type="checkbox"/>			
(3)	地域振興	<input type="checkbox"/>			
(4)	能率向上、合理化	<input type="checkbox"/>			
(5)	技術の向上、普及	<input type="checkbox"/>			
(6)	人材育成	<input type="checkbox"/>			
(7)	異業種交流や新分野への進出	<input type="checkbox"/>			
(8)	新製品の開発、販路開拓	<input type="checkbox"/>			
(9)	業歴	<input type="checkbox"/>			
(10)	その他、特に顕著な功績等( )	<input type="checkbox"/>			
		評価合計点	<input style="width: 50px;" type="text"/>		
<small>※ 評価項目点数について            ①点：極めて大きな貢献、当該評価の中心的項目            ②点：大きな貢献、当該評価の中心的項目            ③点：貢献、当該評価の中心的項目</small>					

## 別表 2

### 1 下記団体に依頼し、推薦のあったもの

- (1) 山形商工会議所
- (2) 山形市中小企業連盟
- (3) 立谷川工業団地組合連合会
- (4) 山形西部工業団地組合連合会
- (5) 山形市蔵王産業団地連絡協議会
- (6) 山形市観光協会
- (7) 山形市

事務取扱（事務局内）

- 選考審査会前に、理事も含め、審査員全員に事前に候補者の説明に行きます。

（事務局次長、総務主査、担当職員で日程の調整がつくもの）

- 審査員の意見を参考にしながら、功績内容・選考理由の補足を行い、かつ、選考審査会資料の追加を行います。

### 1. 候補者が3以内の個人又は団体で予算上予定していた数以内だった場合

- ・候補者がどの表彰基準に該当し、その理由は何かの審査のみで良く、候補者同士の優劣・順位をつける必要はないため、選考審査用シート1のみを使う。

（表彰規定第5条第2項）

- ・選考審査用シート1は、行や列を増やして候補者全員で1枚のシートを使用し、候補者ごとに表彰基準の該当項目に○をする。
- ・選考審査用シート1の補足資料として、表彰基準への該当理由をまとめた表も作成し、選考審査会の資料とする。
- ・選考審査会資料の最後には、推薦書のコピーをつける。
- ・表彰対象者として、審査員の異議がなければ、全候補者が内定となる。

### 2. 候補者が4以上の個人又は団体だった場合、

#### 3以内の個人又は団体ではあるが予算上予定していた数を超える場合

- ・1以上の候補者を選考から外す必要があり、それを公正かつ客観的に示すために、選考審査用シート1に加え、選考審査用シート2も使う。

（表彰規定第5条第2項）

- ・1. の場合に加えて、下記作業をする。
- ・選考審査用シート1同様に、選考審査用シート2も、行や列を増やして候補者全員で1枚のシートを使用する。
- ・審査員が、候補者ごと、評価項目（全項目に点数を入れる必要はない）に3点満点で点数を入れて、合計点数の多い3候補者を決める。

- ・点数の入れ方については、下記2通りが考えられる。（まだ未実施）

A 事前説明時に、ある程度、当選候補を示唆し、審査会当日点数を入れてもらう。

B 事前説明時に、点数を入れてもらい、審査会当日、結果を発表する。

（Aの方が、公益法人としてベターと思われる）